

改正案	現行
<p>第一章 本省</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等</p> <p>（総合通信基盤局の所掌事務）</p> <p>第十二条 総合通信基盤局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 情報の電磁的流通のための有線又は無線の施設の設置及び使用の規律に関する事（放送に係るものにあつては、有線ラジ才放送の施設の設置の規律に関するものに限る。）。</p> <p>二 電気通信業の発達、改善及び調整に関する事（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>三 非常事態における重要通信の確保に関する事。</p> <p>四 周波数の割当て及び電波の監督管理に関する事（放送に係る無線局免許等関係事務（無線局の免許又は登録をする事務をいう。以下同じ。）を除く。）。</p> <p>五 電波の監視及び電波の質の是正並びに不法に開設された無線局及び不法に設置された高周波利用設備の探査に関する事。</p> <p>六 電波が無線設備その他のものに及ぼす影響による被害の防止又は軽減に関する事。</p> <p>七 電波の利用の促進に関する事（情報通信国際戦略局及び情報流通行政局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>八 分配された周波数の使用及び混信に関する国際電気通信連合及び外国の主管庁等（国際電気通信連合憲章附属書に規定する主管庁又は事業体をいう。第九十九条第八号において同じ。）</p>	<p>第一章 本省</p> <p>第二節 内部部局等</p> <p>第一款 大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等</p> <p>（総合通信基盤局の所掌事務）</p> <p>第十二条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 （同上）</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 （同上）</p> <p>五 （同上）</p> <p>六 （同上）</p> <p>七 （同上）</p> <p>八 （同上）</p>

との連絡並びに国際電波監視機関との連絡に関する事。

九 電波監理審議会の庶務に関する事。

2 電気通信事業部は、前項第一号に掲げる事務（電波部の所掌に属するものを除く。）、同項第二号に掲げる事務及び同項第三号に掲げる事務（電波部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3 電波部は、第一項第一号及び第三号に掲げる事務（無線に係るものに限る。）並びに同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。

第三款 課の設置等

第十目 総合通信基盤局

（総合通信基盤局に置く課）

第九十一条 総合通信基盤局に、電気通信事業部及び電波部に置くもののほか、総務課を置く。

2 電気通信事業部に、次の六課を置く。

事業政策課

料金サービス課

データ通信課

電気通信技術システム課

消費者行政第一課

消費者行政第二課

電波部に、次の四課を置く。

電波政策課

基幹・衛星移動通信課

移動通信課

電波環境課

九（同上）

2（同上）

3（同上）

第三款 課の設置等

第十目 総合通信基盤局

（総合通信基盤局に置く課）

第九十一条（同上）

2 電気通信事業部に、次の六課を置く。

事業政策課

料金サービス課

データ通信課

電気通信技術システム課

高度通信網振興課

消費者行政課

電波部に、次の五課を置く。

電波政策課

基幹通信課

移動通信課

衛星移動通信課

電波環境課

第九十二条 (略)

(事業政策課の所掌事務)

第九十三条 事業政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関すること(放送に係るものにあつては有線ラジオ放送の施設の設置の規律に関するものに限る)、データ通信課及び電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く)。

三 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九条に規定する電気通信事業の登録に関すること。

四 電気通信事業法第一百七十七条第一項に規定する電気通信事業の認定に関すること。

五 電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関すること(情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く)。

六 日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の組織及び運営一般に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(料金サービス課の所掌事務)

第九十四条 料金サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 料金その他の電気通信業務に関する提供条件に関すること(データ通信課の所掌に属するものを除く)。

二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関すること(情報通信国際戦略局及び他課の所掌に属するものを除く)。

(データ通信課の所掌事務)

第九十二条 (略)

(事業政策課の所掌事務)

第九十三条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

(料金サービス課の所掌事務)

第九十四条 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

(データ通信課の所掌事務)

第九十五条 データ通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 データ通信に係る情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律に関すること（電気通信技術システム課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 電気通信事業法第十六条第一項の規定による届出の受理に関すること。
- 三 電気通信事業（データ通信を行うものに限る。）の発達、改善及び調整に関すること（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

（電気通信技術システム課の所掌事務）

第九十六条 電気通信技術システム課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 情報の電磁的流通のための有線の施設の設置及び使用の規律（放送に係るものにあつては、有線ラジオ放送の施設の規律に限る。）に関する技術的事項に関すること。
- 二 電気通信事業の発達、改善及び調整に関する電気通信業の技術に係る事項に関すること（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。
- 三 非常事態における重要通信の確保に関すること（電波部の所掌に属するものを除く。）。

（消費者行政第一課の所掌事務）

第九十七条 消費者行政第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第九十五条 （同上）

- 一 （同上）
- 二 （同上）
- 三 （同上）

（電気通信技術システム課の所掌事務）

第九十六条 （同上）

- 一 （同上）
- 二 （同上）
- 三 （同上）

（高度通信網振興課の所掌事務）

第九十七条 高度通信網振興課は、電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関する事務（情報通信国際戦略局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（消費者行政課の所掌事務）

第九十八条 消費者行政課は、電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務をつかさどる。

- 一 電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務の総括に關すること。
- 二 電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に關すること（消費者行政第二課の所掌に属するものを除く。）。

（消費者行政第二課の所掌事務）

第九十八条 消費者行政第二課は、電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務のうち電気通信役務の利用による一般消費者の利益の侵害に関する対策に係るものをつかさどる。

第九十九条 （略）

（基幹・衛星移動通信課の所掌事務）

第一百条 基幹・衛星移動通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 無線局免許等関係事務に關すること（情報流通行政局及び移動通信課の所掌に属するものを除く。）。

- 二 無線局に係る電波の利用の促進に關すること（情報通信国際戦略局及び情報流通行政局並びに移動通信課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 非常事態における重要通信の確保に關すること（無線に係るものに限る。）。
- 四 電波法第百二条の十七第一項に規定する電波有効利用促進センターの組織及び運営一般に關すること。

第九十九条 （略）

（基幹通信課の所掌事務）

第一百条 基幹通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行わないもの及び人工衛星に開設する無線局（これらの無線局のうち、自動車その他の陸上を移動するものとの間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものを除く。）に係る無線局免許等関係事務及び電波の利用の促進に關すること（情報通信国際戦略局及び情報流通行政局並びに衛星移動通信課の所掌に属するものを除く。）。

- 二 非常事態における重要通信の確保に關すること（無線に係るものに限る。）。
- 三 電波法第百二条の十七第一項に規定する電波有効利用促進センターの組織及び運営一般に關すること。

(移動通信課の所掌事務)

第百一条 移動通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 次に掲げる無線局に係る無線局免許等関係事務に関すること
(情報流行政局の所掌に属するものを除く。)
 - イ 陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行わないもの
(自動車その他の陸上を移動するものとの間に通信を行うことを目的とするもの及びこれに密接な関係があるものに限
り、人工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの
及びハに掲げる無線局に該当するものを除く。)
 - ロ 陸上に開設する無線局のうち移動中の運用を行うもの(人
工衛星に開設する無線局の中継により通信を行うもの及びハ
に掲げる無線局に該当するものを除く。)
 - ハ 電波法第五条第二項第二号に規定するアマチュア無線局
- 二 前号イからハまでに掲げる無線局に係る電波の利用の促進に
関すること(情報通信国際戦略局及び情報流行政局の所掌に
属するものを除く。)

第百二条 削除

(移動通信課の所掌事務)

第百一条 移動通信課は、陸上、人工衛星又はロケットに開設する無線局に係る無線局免許等関係事務及び電波の利用の促進に関する事務(情報通信国際戦略局及び情報流行政局並びに基幹通信課及び衛星移動通信課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(衛星移動通信課の所掌事務)

第百二条 衛星移動通信課は、次に掲げる無線局(これらに密接な関係がある無線局を含む。)に係る無線局免許等関係事務及び電波の利用の促進に関する事務(情報通信国際戦略局及び情報流行政局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 自動車、船舶その他の移動するものとの間に通信を行うことを目的として人工衛星に開設する無線局(電波法第五条第二項第二号に規定するアマチュア無線局を除く。)
- 二 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して

使用するために開設する無線局及びこれらの無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局のうち、前号に掲げる無線局の中継により通信を行うもの

三

前二号に掲げるもののほか、航空機若しくは船舶に開設し、又は航空機若しくは船舶との間に通信を行うことを目的として陸上に開設する無線局